

## 書評

辻 正博著

## 唐宋時代代刑罰制度の研究

岡 野 誠

## はじめに

辻正博氏が、唐宋時代を中心とする幅広いテーマに關して、これまで数多くの手堅い論文を發表してこられたことは、學界周知のことである。この度辻氏は既發表の論文の中から、中國刑罰制度史に關わる論文を集めて補訂を加え、さらに新稿を交えて新著を上梓された。それが本書『唐宋時代刑罰制度の研究』である。

本書は、唐宋時代の刑罰制度、とりわけ流刑を中心とする追放刑と勞役に焦點を絞って論述するもので、大變な意欲作であり、學界に大きな影響を及ぼし、多大な貢獻をなすものと言えよう。

評者は隋唐法史を學んではいるが、刑罰史に關してはこれまで特に研究したことがない。そのため本稿は、もっぱら本書の紹介を主とし、それに若干の感想を書き記すことになることを、初めにお断りしておきたい。なお以下において「著者」とは辻氏を、「評者」とは岡野をさす。

まず初めに本書の全體の構成を示すため、「目次」を掲げるこ

ととする（ただし各章の節以下および卷末の諸文章、索引は省略）。

## 目次

序論——研究の視角と本書の構成

前篇 唐代流刑考

第一章 流刑の淵源と理念

第二章 唐律の流刑制度

第三章 流刑の理念と現實

後篇 宋代編配考

第四章 北宋時代の「配隸」

第五章 宋代の流刑と配役

第六章 宋代の配流刑と配軍制

第七章 宋代の編管制度

結論——唐宋時代の追放刑と勞役刑

附篇第一 唐代貶官考

附篇第二 天聖獄官令と宋初の司法制度

以上から明らかなように、本書は本篇（前・後篇）と附篇からなり、本篇は前篇全三章、後篇全四章、合わせて全七章に序論と結論が付き、その後に附篇の二論文が加わるといふ、實によく練られた構成をとっている。以下では、前述の序論と結論を参考にしつつ、評者の關心にしたがって、本篇各章の要旨を紹介したい。

## —

第一章「流刑の淵源と理念」では、唐律の流刑の淵源を明らかにする目的から、まず外形上唐律の流刑に類似する秦・漢初の選

刑と漢・魏晉南北朝の徙遷刑を取り上げる。遷刑は死刑に次ぐ重刑とは考えられず、またそれは罪人を隔離・幽閉するためのものであった。他方徙遷刑は強制的移動を伴うものの勞役刑の一形態ともいべきもので、主刑のうちには数えられていなかった。ただこの徙遷刑は、儒教の國教化のもと、「減死一等の刑」としての地位を徐々に確立していった。

北魏の「流刑」は主刑の一つとして現れ、死刑に次ぐ重刑となつた。その背後には經書の理念が存在した。北周律の流刑では、流される距離に等級を設け、それが唐律の流刑の直接的淵源となつた。ついで隋・開皇律の流刑は、北魏・北齊律から「居作」の要素を、北周律からは「道里の差」を繼承した。そして唐律の流刑は隋・開皇律を基礎とし、強制移動の距離を延長し、配所での居作期間を大幅に短くした。

要するに遷刑や徙遷刑は、唐律の流刑の淵源とは言えず、北魏起源の主刑の一つとしての流刑こそが、唐の流刑につながるものと考えられる。これらの流刑は經書の理念を反映させているため、實施に當つては、多くの點で現實との妥協を必要とした。

第二章「唐律の流刑制度」は、『唐令拾遺』『唐令拾遺補』に加えて新史料である「天聖獄官令」等を利用して、唐の流刑制度の全體像を描き出そうと試みる。すなわち律令の規定から、唐の流刑の等級・居作・家屬の同行・居作終了後の處遇・仕官に關する制限・官人に對する優免制度について解説し、ついで裁判手續を、事案發生場所の中央・地方の別によつて説明し、手續と關連する官文書式（奏抄・符・發日敕式）についても紹介する。ついで流刑の執行過程に至り、刑部から專使派遣の州に對して行われる確

定判決を傳達する符と、確定した配所を傳達する符の二度の手續が、寶應元年（七六二）の敕により一本化されたことを指摘する。そして流人の護送、家屬の同行に關する諸制度について解説する。さらにこれらの知見をもとに、唐制の基礎となつた隋の制度について、王伽の事例をもとに詳しく検討を加え、隋では州で流刑の判決を受けた囚人を京師まで率いてきて、そこで最終的な判決が下された可能性が高いと主張する。關連して著者と滋賀秀三氏との間でかつて論争となつた唐の流刑の距離の起點につき、再度著者の京師説の正しさを強調する。

第三章「流刑の理念と現實」では、まず唐律の骨格が「貞觀律」（六三七）によつて定まつたものの、その直後（六四〇）の制敕によつて、配所が特定の州に限定され、律の里數規定は實際上無視された。その後の開元二五年（七三七）獄官令の流刑の規定も、具文と化していたことを明らかにした。

傳統中國法において皇帝は常に法の上に在り、法を超える判斷を下すことが可能であつた。唐の流刑についても「律外の流刑」として「配流刑」という形式が現れた。それは律の流刑と異なり、官人も配流刑の對象となり、三載後の任官を可能とした。さらに配流に先立つて杖刑が併加されることがあつた。そして「律外の流刑」は、法典としての「格」文にも見えている。また開元期の敕文には、流移人の外に配隸者・安置人・罰鎖效力・戍奴といった新たな種類の人々が「流人」として現れる。「配流」以外の行政措置として、官人に對する邊遠州縣への貶官についても論及される。

つぎに恩赦による流人の放還事例に着目し、それがすでに唐初

から見られ、後に制度化するが、これも律の流刑が理念から離れていたことの證左と見る。その背景として、律令の規定自體に内在する諸問題（除名に關する官人の再敘任規定、および一般民が郷里を離れうる特例規定の存在）を指摘する。そして流刑の有期刑化を、上述の延長線上の結果と捉える。即ち九世紀初めに配流後六年で流人を郷里に歸還させることが認められ、それがのちの『開成格』の條文ともなった。これこそ流刑が流動性の高まる社會の現實の中で、大きく變容せざるを得ない狀況を示しているのである、と言う。

以上で上篇の紹介を終わるが、本書において、著者は關連する諸史料（編纂史料、簡牘、文書類、石刻等）を網羅的に検討されており、その的確な分析の上に自説を展開されてゆくの、大變説得力がある。以下では若干の問題について、評者の私見を提示し、あるいは感想を記したい。

著者は第一章の小結の③において、「換言すれば、北魏の流刑は、實質的には『徙邊』と同じである。主刑としての『流刑』は北魏に始まる。死刑に次ぐ重刑たる地位は、經書により裏づけられたものであった」（本書三九頁）と述べている。

このような結論に至る史料の検討結果については、第一章第三節において、「北魏の流刑とは、『滅死一等の刑』たる『徙邊』を、主刑として刑罰體系に組み込んだものであった。『流刑』の名を採用したのは、それが經書にもとづく由緒ある名稱だったからであろう。流刑が登場したのは、あたかも北魏の漢化政策が本格化し始めた孝文帝時代後期においてであった。流刑が主刑に加わったことにより、北魏の刑罰體系は中華王朝にふさわしい儒教的な

色彩を帯びるにいたつたのである」（二二頁）と記している。

さらにさかのぼって著者の立論の史料的根拠を見てゆくと、『魏書』卷四一源賀傳に、文成帝の和平末年（四六五年頃）に死刑となるべき者を宥し、謫して邊境を守らせるといふ獻策の中に、「虞書曰『流宥五刑』、此其義也」とある（二七頁）ことを挙げ

る。著者が指摘された史料から、源賀の提案の中に『尚書』舜典の一句が引用されているという事實は理解できるが、これを著者のように「流刑」名の成立根拠として推定し、さらに斷定することは可能であろうか。むしろ孝文帝の漢化策という大勢から、逆に推論してはならないかという疑いがある。この點さらなる論證の補強、あるいは修正が必要と思われる。

つぎに第二章の『隋書』中の王伽に係わる史料に對する著者の緻密な分析は、實に見事であり一讀して納得させられる。隋の制度では、州で流刑の判決を受けた者達は、一旦京師に身柄を移送されて、そこで皇帝による最終的判決が下り、流刑が執行される。唐代になると、制度上流人の身柄を京師に移送することが行われなくなり、一件書類のみが專使によって當該州から京師に送附された。隋の流刑制度から見れば、流刑の起點は明らかに京師であり、著者が主張されるように唐代に於いても同様と考えるべきであろう。ただ唐制のように州から一件書類のみが京師に送られるようになると、流人の身柄は各州から直接配流先に送られるため、流刑の起點が隋ほど明確でなくなつて行つたものであろう。

ところで「天聖獄官令」唐五條の冒頭に、「a 諸流移人、州斷訖、應申請配者、皆令專使送省司。令量配訖、還附專使報州。」

(六二頁、なおaは著者による區分の記號)とあり、その中の「量配」の語について、著者は「……『量配』とは、刑部が具體的な配所を決定することを指すと見てよからう」(六三頁)と言う。さらに「還附專使報州」に關連して、尙書省刑部から州への通知は、「符」によってなされ、その符は(A)確定した流刑判決(流幾千里もしくは加役流)を州に傳える符と(B)確定した配所を州に傳える符の二通が存在し、手續き的に二度手間となつて効果的でない状態であつたことを指摘する。

しかし「量配」の語は、史料上必ずしも著者の言われるように限定されて用いられてはおらず、例えば「乃議於天下地畝青苗上量配稅錢」(『舊唐書』卷一一)、「其行著等……雖經赦降、亦量配三司」(『舊唐書』卷八二)、「其學生請各量配作業」(『通典』卷一五、選舉)等は、配所を決定するといった意味ではない。日本の養老獄令一三は、唐の制度とはやや内容が異なるものの、條文は「凡流移人、太政官量配。符至季別一遣。……」とあり、先の諸例などを考え併せれば、「量配」とは、計畫し實行する(させる)、檢討して執行する(させる)、といった意味にならう。

關連して著者は、前述した二度手間が寶應元年(七六二)の敕によつて、一通の符で事務處理できるようになつたと主張される。その根據となる史料は『宋刑統』卷三の旁照法「准唐寶應元年十二月十三日敕節文『覆訖合流者、省司便配所流州』」(著者による敕文の書き下しは、「覆し訖りて合に流たるべき者は、省司、便ち流す所の州に配せ」六四頁)である。

この史料は、『宋刑統』の單獨史料かと思われるが、敕節文のため簡略化されていて、意味が掴みにくい。とくに後半の「省司

便配所流州」とは、どう讀むべきかはつきりしない。そこで先に冒頭部分のみを掲げた養老獄令一三を見ると、「……具錄應隨家口、及發遣日月、便下配處。……」とあり、對應する「天聖獄官令」唐五では「b……具錄所隨家口・及被符告若發遣日月、便移配處……」(六二頁)となつている。評者が注目するのは、それぞれの「便下配處」あるいは「便移配處」の語句である。前掲のb(の一部)について、著者は「その際、流人に隨行する家屬・受領した符告の内容・出發の月日を記した書類を配所宛てに作成した」(六五頁)と記されている。恐らく著者は、その作成した文書を、州の專使が流人の身柄とともに配所にまで送り届けたと考えられたものであらう。

ただし「便移配處」の「移」は、同格官司間の公文書としての「移」の可能性があり、もしそうであれば、各州は專使が流人を配所に護送するのは別に、便使に託して、流人に關する情報を、預め配流先に傳達したのではなからうか。それは配流先に事前の準備を促すことにもなる。もしこのように考えることができるならば、前述した寶應元年の敕節文の主眼は、「便移配處」の主體を、各州から尙書刑部へ變更した(その場合「移」字は當然使用できない)ことを意味すると思われる。そうなると敕節文の「便」字の下に「送」か「下」といった文字の脱落を想定する必要が生じてくる。つまり中央で決定した流刑の内容(流刑三等・加役流の別と配流地)を、州からやってきている專使に託して州へ傳達し、それを受領した州は便使を使って預め流人の情報を配流先に送る(ただし流人の身柄については、州の專使が別に護送してゆく)という方法から、中央が直接便使を使って、配流先に

流人の配流の件を傳達するというように制度の合理化がなされたことを示すものと理解できるのではないだろうか（なお刑部から專使に託して州に符を下すことは、從來通行行われる）。それは情報傳達の速度と正確性を考慮しての制度改正と考えられよう。

唐代の史料中に現れる流刑、すなわち律の流刑とそれ以外の流刑について、どのように理解すべきか、日頃から評者も疑問に思っていた。そうした問題について、基本的な検討を加えたものが第三章であつて、大變讀み應えがある。著者の方法論は、律の流刑の理念とその現實からの乖離を明らかにし、さらに律の規定とは異なる皇帝敕裁による流刑の存在を明確にしたことである。これに加えて恩赦による流人の放還とその延長線上にある流刑の有期刑化の問題を考察する。

著者の検討結果は、全體として強い説得力をもつ。ただ復舊獄官令一三條〔「開二五」諸流人應配者、各依所配里數。無要重城鎮之處、仍逐要配之、惟得就遠、不得就近。〕（一〇二頁）の評価について、著者は「……開元年間における流刑のあり方は多様化しており、流刑の執行がこの獄官令の通りに行われたとは考え難い。同じ時期に改訂された律との形式的な調和をとるために配された條文であるとするべきであろう」（一〇二頁）として、この一三條を實効性の低い具文として捉え、三等の流刑は、官人達の觀念としてのみ存在するものとされる。

確かに史料上律の流刑の事例は乏しく、大多數の事例は官人を客體とする皇帝敕裁による流刑である。しかし律の流刑は制度上全く存在しなくなつたのであろうか。唐末の以下の史料を、どのように見ればよいであらうか。

（乾符）五年（八七八）五月二十六日、刑部侍郎李景莊奏「配州府流人、流刑三等、流二千里至流三千里、每五百里爲一等。准律、諸犯流應配者、（二）（三）流具役一年、稱加役、流三千里役三年。役滿及會赦免役者、即于配所從戶口例。今後望請諸流人應配者依所配里數、無要重城鎮之處仍逐罪（要）配之、准得就近。」敕旨從之。〔唐會要〕卷四一、左降官及流人

當時の刑部の次官である李景莊の認識として、州府への流人については、流刑を三等、すなわち二〇〇里から三〇〇里まで五〇〇里ごととする。また律によれば、流刑は（二）（三）流とも役一年、加役流は流三〇〇里で役三年。役滿了後、および赦に會つて役を免ぜられれば、現地で戶籍に附される、という。これを單に官人の觀念とのみ言えるであらうか。

著者である辻氏の理解の基本には、貞觀一四年（六四〇）の敕がある。すなわち「貞觀十四年正月二十三日制、『流罪三等、不限以里數、量配邊要之州』」（唐會要）卷四一）の史料であり、これは『舊唐書』『新唐書』の兩刑法志にも引かれる。著者の見解では、「……流刑に關して言えば、同十四年（六四〇）正月に下された制敕によつて、配所が特定の州に限定され、律に定める里數の規定は事實上ないがしろにされてしまった」（一〇〇頁）という。そのため前掲の開元二五年の獄官令一三條についても、これを具文と評價することになるのであろう。

しかし前掲の李景莊の奏言の後半を見ると「今後望み請うらくは、およそ流人の應に配すべきは配する所の里數に依り、要重の城鎮無き處は、仍ち罪（要）を逐いて之を配し、准すに近きに就

くを得さしめん」と述べ、これを皇帝が許可したことになる。この部分は、ほとんど前掲の開元二五年の獄官令のくり返しであるが、開元令では「惟得就遠、不得就近」とあった部分が逆に「准得就近」に改められたことが分かる。ここから唐末に至るまで、三流（加役流を入れれば四流）の區別は生きており、その區別があるからこそ、それぞれの流刑の距離の限界の外の州に流すべき（開元二五年令）か、あるいはその内側でも許容される（乾符五年制）のかが問題となるのであろう。もしこのように考えることができるならば、貞觀一四年の制敕の意味の理解から再検討することが必要となろう（ただし『新唐書』刑法志でも「十四年詔、流罪無遠近、皆徙邊要州。」と理解しているので、辻氏の見解も簡単に否定することはできない）。

## 二

後篇「宋代編配考」は第四、第七章からなる。まず第四章の「北宋時代の『配隸』」では、『宋史』刑法史を批判的に検討し、北宋時代の「配隸」が、「配流」「配軍」「配役」の三者を包含した呼称であったことを明らかにして、以下の各章の序論とする。つぎに第五章「宋代の流刑と配役」では、建隆四年（九六三）に制定された「折杖法」によって、脊杖と一年間の「配役」に讀み替えられた律の流刑（『宋刑統』の流刑）に着目し、その執行が宋代を通じて行われたが、「配役」の内容は「居作」ではなく、軍の雜役部隊への編入として實施されたことを明らかにした。

第六章「宋代の配流刑と配軍刑」においては、まず宋代獨自に發達した減死一等の配流刑を取り上げ、それを唐代的な不刺面配

流刑と宋代的な刺面配流刑に分け、とくに後者は牢城兵士等として役使されたことを實證する。一方太宗朝から罪人を廂軍に編入して勞役に従事させる配軍刑が法律條文に現れ、窃盜・強盜・專賣法違反などの犯罪について、唐末五代以來の峻法を緩和し、決杖刺面して雜役部隊に編入することとなった。やがてさらに追放的要素が付け加わった。そして北宋後期になると、本来は異なる來歴をもつ配流刑と配軍刑が、一本のスケールの上に序列づけられていった。本章は、複雑な宋代の刑罰制度の中核的諸問題に切り込んだ、大變力のこもった勞作と評することができる。

そして後篇最後の第七章「宋代の編管制度」では、「編管」を官・民の別を問わず罪人の身柄を拘束する管理ではなく、簿籍にもとづく罪人管理とする見解を提示する。さらに通常六年の刑期で郷里への歸還が許された。遠隔地への編管は、實態として配流刑に似るが、両者は異なる刑罰であると結論する。

以上複雑多岐にわたる後篇の内容を、極めて簡単にまとめたが、これらの論文はいずれも唐末・五代から宋代に至る追放刑・勞役刑の根幹に係わる重要な研究成果であると言える。現在これらの問題については、著者が各章で言及されているように、日本および中國・臺灣等の研究者の間で、厳しい學術批判・論争が展開されている。評者としては、今後の議論の成り行きに注目したいと思う。

ただ後篇を通讀して少し氣になったことは、「配流」（あるいは「配流刑」という用語の使用法についてである。すなわち著者は、一方で「……『配流』は『流』、つまり追放刑（律の流刑はもとより、皇帝の判斷によって行われる『配流刑』をも含む。

……)の執行を意味する言葉である」(一四六頁)と定義しつつ、他方で「すなわち、『配流刑』とは、皇帝の判断により執行される追放刑のことをいう。『刑統』に定める流刑の執行はこの中に含まれない」(二二二頁)とも記す。「配流」の語は唐律にも用いられているので、律外の流をあえて「配流刑」と呼ぶことが、議論を分かりにくくさせているのではないだろうか。これは史料上・研究史上の背景がある問題なのかも知れないが、一度ご検討いただければ幸いである。

紙幅の都合で附篇の二論文については、ごく簡単にふれるに止めたい。第一の「唐代貶官考」は、貶官例のうち外官とされた事例を、『舊唐書』『新唐書』『資治通鑑』に探り、詳細な一覽表を作成し、その結果を宰相以下六グループに分けて時代の變化とともに比較・分析したもので、著者の緻密な作業の一端を窺うことができる。また第二の「天聖獄官令と宋初の司法制度」については、評者はかつて別のところで論評したことがあるので、ここでは省略することとする(『唐代史研究』二二、二〇〇九)。ただ一言追加して言えば、評者などは、天聖令は施行の時点から效力をもつので、どちらかと言えばそれ以後の修正、あるいは施行上の問題点が気になるが、著者は逆に獄官令のある條文の起點がどこにあるのかを時間を遡って検討する。この發想法は大變面白いと思う。

### むすびに代えて

さて著者は本篇の「結論」の中で、「唐律の流刑は、鮮卑族の建てた北魏王朝の徙邊刑に淵源をもつ。但し、それを中華王朝の

刑罰體系の中に主刑として位置づけるには、儒教經典のもつ影響力が不可欠であった。死刑に次ぐ重刑として「流刑」を創設される際には、儒教經典の記述が根據となったのである。その意味で、流刑は「禮教の刑罰」と言えるであろう。そしてそれゆえに、流刑の理念と刑罰執行の現實とのあいだには、早い時期から乖離が存在したのである」(二三三頁)と述べている。これこそ著者の新見解の一つであろう。

評者は、著者の論證に十分敬意を表しつつ、同時に何か腑に落ちないものを感じる。刑罰というような治安維持に極めて重要な國家制度が、果たして儒教の理念から生まれるものであろうか。歴史的に何らかの核があつて、それを儒教經典によつて修飾しているのではないだろうか。しかし著者がすでに論證されたように、秦漢魏晉南北朝の遷刑や徙遷刑は、唐の流刑の淵源たりえない。そこで議論の前提である追放刑プラス勞役刑としての流刑という枠組から一旦離れ、唐以前における流刑の本質について考えてみたい。

白川靜氏の『字統』によれば、「流」字について、「正字は二水の間に沝(流屍)を加えた形で、會意としての造字法であるが、のち流の字形が用いられている。……古代には氾濫の際に流屍多く、氾・泛もまた流屍の形で、氾は伏するもの、泛は仰ぐ形のものという。……」(八七六―八七七頁)とあり、「流」字は水に流れる屍を原義とするという。また「法」(本字は「灋」)については、「すなわち灋の字形は、その敗訴者と、破棄された盟誓とを、敗訴者の提供した神羊とともに、水に投棄することを示す字で、金文には、これを大きな獸皮に包んで投棄することを示すものが

ある。……」（七八六頁）とする。漢字の原義については諸説あつて歸一していないことはよく承知しているが、「流」も「法」も、水死者や敗訴者・犯罪者の河海への投棄と深い係わりがあると思われる。

そうであれば上代において流刑の本質は、むしろ一種の死刑であつたと言えるであろう。斬の如き刑罰が、血を流して直接的に囚人の生命を奪う死刑であるのに對して、流刑は血を流さぬ間接的な死刑であつたのではないか。なぜそのような間接的死刑が必要であつたのかと言え、處刑の對象が直接手を下すことがはばかられる囚人であつたからであろう。例えば王族の如き高位者、宗教者そしてある種の病者等が想定される。世俗王權が強化されてゆく秦漢以後、このような間接的死刑は、當然のこととして直接的死刑に吸収されて行き、やがて姿を消して行つた。しかしその殘滓とも言うべきものが伏流し、時として歴史の場に出現する。例えば雲夢睡虎地秦簡の中では、癘者を癘所に隔離するか、あるいは癘所で「定殺」（溺死させる）すべきかを問うている（「法律答問」一一二）。また前漢の諸王の遷蜀刑の事例では、皇帝は王の死罪を免じた上で、廢王として蜀に徙している。ここでは河海は直接關係しないが、諸王に對する減死一等の刑罰として追放している點に意味がある（ただし著者は「死刑の代刑」面を強調す

ることに賛成していない。一三頁）。さらに北魏では、太武帝の神鷹四年（四三一）の律令の中で、巫蠱を行つたものは、黑羊を背負わせ犬を抱かせて淵に沈めた（『魏書』刑罰志）。これはまさに民間の宗教者に對する刑罰事例であろう。

このように間接的死刑としての流刑、あるいは減死一等の刑としての流刑（河海に投棄されれば十中八九溺死するであろうが、水流の關係で稀に命拾いする例がないとは言えない。こうしたところから流刑は死刑より僅かではあるものの軽い刑罰という認識が生まれたのであろう）という上代以來の法的經驗、あるいはその遺制が核となつて、北魏に正刑としての「流刑」という形をとつて復活したのではなからうか。名稱は上代のそれを襲いつつ、實質的には減死一等の追放刑（戍邊に服役）に姿を變えたと思われる。なおその際流刑導入の正しさを、經書・緯書が後押し修飾したことは大いにありうることである。

評者はこのようなことを勝手に思い描いたが、實際上代の流刑から北魏の流刑に至る過程を實證することは極めて困難な課題である。辻氏の重厚な著作から多くの教益を受けたことに感謝しつつ、この蕪雜な書評の筆を擱く。

二〇一〇年二月 京都 京都大學學術出版會

A5版 五二四頁 七三五〇圓